

笠間市議会議会運営委員会記録

令和5年10月13日 午前10時00分開会

出席委員

委員長	西山	猛	君
副委員長	益子	康子	君
委員	内桶	克之	君
〃	田村	幸子	君
〃	石井	栄	君
〃	畑岡	洋二	君
〃	石松	俊雄	君
議長	大関	久義	君

欠席委員

委員	大貫	千尋	君
----	----	----	---

出席説明員

総務部長	後藤	弘樹	君
------	----	----	---

出席議会事務局職員

議会事務局長	西山	浩太
議会事務局次長	堀内	恵美子
次長補佐	鶴田	貴子
係長	神長	利久

議事日程

令和5年10月13日（金曜日）

午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 令和5年第4回笠間市議会定例会について
 - (2) その他

午前10時00分開会

○西山委員長 皆さんおはようございます。議会運営委員会委員の皆様並びに議長には、何かとお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和5年第4回笠間市議会定例会について御協議をお願いいたしたく、お集まりいただきました次第であります。よろしくをお願いいたします。

○西山委員長 それでは会議に入ります。

ただいまの出席委員は7名であります。欠席委員は、大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

委員以外に議長、総務部長、議会事務局より局長、次長、次長補佐、係長が出席をしております。

本日の会議の記録は、書記の次長補佐をお願いいたします。

○西山委員長 会議に先立ち、議長より御挨拶をお願いしたいと思います。

議長、よろしくをお願いいたします。

○大関議長 皆さんおはようございます。お忙しい中御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今まで暑かったのですが、急に今度は秋になったのか、西風吹いてきたのか、大分朝晩寒くなりました。ちょっと風邪ぎみなので、マスクをかけさせていただいております。すみません。

そういった中で、かさま新栗まつり、笠間浪漫等々、笠間のイベントが盛況の中で開かれました。今週末には、ふるさとまつり in かさまですか、10月21日、公民館のところを利用した中でイベントが開かれるということで、秋、大変忙しい時期に差しかかっております。

12月の第4回定例議会という形の中で皆さんと御審議をいただくわけでありますので、よろしくをお願いしたいと思います。

なお、皆さんのほうに連絡は行っていると思うのですが、県西の議長会主催の親善パークゴルフ大会があります。西山議運委員長にもお願いしたのですが、今のところ申込みが、私議長なので一応行きますということで申込みしたのですが、1名だけなので、その辺のところを皆さんと協議をしていただきたいということをお願いしてありますので、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

よろしくお願いを申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

○西山委員長 ありがとうございます。

○西山委員長 早速、協議事項に入ります。

令和5年第4回笠間市議会定例会についてを議題といたします。

最初に、総務部長より提出予定議案等について、説明をお願いいたします。

総務部長後藤弘樹君。

○後藤総務部長 令和5年第4回定例会には、資料の一覧のとおり、現時点で議案28件の提案を予定しております。それぞれの内容につきまして、概略を説明させていただきます。

提案の1、議案、笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、令和5年度人事院勧告に準じまして給与改定を実施するものでございます。官民較差の改善のための初任給をはじめ、若年層に重点を置き、平均1.1%の給与表の引上げと期末勤勉手当で0.1か月分の引上げを上程するものでございます。これに伴いまして、市長をはじめとする特別職、議会議員の期末手当につきましても0.1か月分の引上げとなるものでございます。

提案の2、議案、笠間市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、感染症作業手当につきまして国家公務員と同様の手当を定める人事院規則に準じて改正を行うものでございます。

提案の3、議案、笠間市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、地方自治法243条の2の規定に基づき、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、市長等の損害賠償の責任の一部を免責することに関し、必要な事項を定めるための条例を制定するものでございます。

提案の4、議案、笠間市印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴いまして、新たにスマートフォンに搭載される電子証明書を利用してコンビニエンスストア等で印鑑登録証明書を取得できるようにするための所要の改正を行うものでございます。

提案の5、議案、笠間市公民連携推進条例につきましては、質の高い行政サービスの提供を図り、持続するまちづくりを進めていく上で、広い範囲に公民連携を推進していく市の姿勢、定義を明らかにするとともに、体制及び手続の大枠を定める条例を制定するものでございます。

提案6、議案、笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、ただいま説明をさせていただきました笠間市公民連携推進条例に基づき、諮問機関を定め、笠間市公民連携審議会を設置することに伴いまして、審議会の委員の報酬及び費用弁償を定めるものでございます。

続きまして、提案の7、議案、笠間市空家等対策の推進及び空家等の利活用の推進に関する条例及び笠間市空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例につきましては、国の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴いまして、市町村長が特定空家等になることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる規定の追加など、所要の改正を行うものでございます。

提案の8、議案、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正

する条例につきましては、県の条例の改正に伴いまして、市が許可した事業について、県条例に定める書面の交付形態の義務を違反したものに市が行政処分を行うための改正を行うものでございます。

提案9、議案、笠間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、国の基準の改正に伴いまして、条例に頂ずれなどが生じておりまして、そちらの所要の改正を行うものでございます。

提案10、議案、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令の公布に伴いまして、国保制度において出産をする被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割及び所得割の税額を免除する措置を実施するために、所要の改正を行うものでございます。こちらにつきましては、出産予定日の前月から出産予定日の存する月の翌々月末の4か月間の免除を行うものとなっております。

提案11、笠間市営住宅管理条例の一部改正につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴いまして、接見禁止を裁判所に申し立てた者の市営住宅への入居者の資格に変更が生じることから、所要の改正を行うものでございます。

提案12、議案、笠間市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴いまして、蓄電池設備に関わる基準、固体燃料を用いた火気設備の隔離距離についての所要の改正を行うものでございます。

提案13、議案、笠間市保育所の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年4月に予定をしております笠間市立ともべ保育所の民営化に伴いまして、ともべ保育所を条例から削除するものでございます。

提案14、議案、財産の譲与につきましては、ただいま説明をさせていただきました、ともべ保育所民営化に関わる財産の譲与につきましては、地方自治法237条2項によりまして、議会の議決を求めるものでございます。現在、ともべ保育所につきましては、土地は借地ということでありまして、今回は財産の譲与ということで、建物とそれに付随する備品を譲渡したいというものでございます。

提案15から提案19までの指定管理者の指定でございます。地域交流センターともべ、笠間市営友部駅南口自転車駐輪場、笠間クラインガルテン、あたごフォレストハウス、あたご天狗の森野外ステージ及びフレンドリーパーク野外ステージの5施設を、地方自治法244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の指定を行うための議会の議決を求めるものでございます。

なお、笠間クラインガルテンの指定期間は1年間、それ以外の4施設につきましては5年間を予定しておりまして、11月6日開催予定の公の施設指定管理者選定審議会によりまして候補者を選定する予定となっております。

提案20から提案28までの議案は、令和5年度笠間市一般会計補正予算（第5号）から令

和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第2号）までの9会計の予算につきまして、それぞれ予算の補正を行いたく、上程をするものでございます。

以上で令和5年第4回定例会に上程予定の議案等の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○西山委員長 説明が終わりました。

提出予定議案等の説明は以上であります。これについて皆様方から何かございますか。なければ、これです承をお願いしたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 次に、事務局より会期日程（案）について、説明をお願いいたします。事務局次長堀内恵美子君。

○堀内議会事務局次長 それでは、タブレット資料、03会期日程（案）を御覧いただきたいと思っております。

会期は、11月29日水曜日から12月14日木曜日までの16日間としております。

初日の11月29日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案上程、提案理由の説明を行います。予定議案の中に即決をお願いする件については、今回はございません。

なお、一般質問通告の締切りは11月29日の午前中、議案質疑の通告締切りは午後5時とさせていただきます。

11月30日木曜日は、議案調査のため休会といたします。

12月1日金曜日は、議案質疑の後、常任委員会への付託を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催し、一般質問の取扱いについて協議いただきます。

12月4日、5日、6日の3日間で各常任委員会を開き、7日は議事整理のため休会といたします。

12月8日、11日、12日の3日間を一般質問といたします。

なお、討論通告の締切りは12日の午前中といたします。

12月13日は、議事整理のため休会といたします。

12月14日は定例会最終日となりますが、議案につきまして各常任委員会委員長より審査の経過及び結果の報告を受け、質疑、討論、採決を行い、閉会となります。

以上が令和5年第4回定例会の会期日程（案）でございます。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

会期日程（案）につきましては以上でございます。

○西山委員長 ただいま会期日程（案）について説明がありました。

これについて、何かございますか。最終日が金曜日でないのはなぜかとか、何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 なければ、このとおりと決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 異議なしと認め、令和5年第4回定例会の会期日程（案）は11月29日から12月14日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました会期日程（案）につきましては、今月の全員協議会に委員会からの報告事項といたしますので、皆様方にも御了承をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

総務部長、執行部のほうからありますか。注意事項とか何かありませんか。

○後藤総務部長 ごさいません。

○西山委員長 それでは、ここで御退席お願いいたします。

〔総務部長退場〕

○西山委員長 次に、その他に入ります。

その他につきましては、こちらから議会基本条例制定に伴う各会派からの意見の検討についてを議題としたいと思います。

内桶委員から何か、資料、取りまとめありましたか。

○内桶克之委員 取りまとめというか、この前意見を出したのはこのまとめたものがあるので、制度的なものとすぐやれるものというのがあるので、それを区別してやっていこうということだったので、もし制度的なもので事務局任せでなくてできるものであれば、やっていきますということです。

例えば、私の会派からも出ているのですが、議員定数とか報酬の資料づくりとか、そういうものも必要でしょうという内容で、この前話したところです。

○西山委員長 どうしましょう。皆さんの御意見をいただいて具体的に絞って進めていきたいと思いますが、御意見いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩

午前10時39分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中にいろいろ御意見いただきましたが、まず、SNSの関係の調査が進んでいるということで、10月24日に開催される広報委員会の中で、本日の議会運営委員会の中での意見を報告したいと思います。その内容につきましては、休憩中、内桶委員のほうから出ましたが、継続的に進めていって結果を出してもらいたいという、広報委員会に任せるよという議会運営委員会の意見に集約してしまってよろしいですか。どうでしょう。

石松委員。

○石松俊雄委員 広報委員会はフェイスブックの議論はされているかと思いますが、各会派から出ている意見はフェイスブック以外のものもあつたりするから、その辺も含めて、再度広報委員会の中で、なぜフェイスブックなのかということもはっきりしていただくということを含めてお願いをしたいと思います。

○西山委員長 そのような意見が出ました。よろしいですか。では、広報委員会に、加えてそのような報告、本日の会議の報告をするということで。

そのほかにつきまして、石松委員のほうからも出ましたけれども、議会運営委員会が主体で調査をきちんと分けて、分類して進めていきたいと思いますが、どうですか。

それについては、もう一回精査します。もっと分かりやすくします。いずれにしても、この議会運営委員会につきましては、各会派のメンバーということで、代表者あるいは会派の所属議員、私が無会派、無所属ですから全部が入っておりますので、そういうことを含めて、議会運営委員会が主体でということを進めることにしてよろしいですか。どうでしょう。今日は大貫委員が欠席ですが、よろしいですか。

石松委員。

○石松俊雄委員 いいとは思いますが、一回、全員協議会で、こういうふうに決めてもいいですかということを確認しなくていいですか。進めることについてはいいと思います。

○西山委員長 では、全協にこの意見が出たけれどもどうですかということ、つまり議会運営委員会でこのことを進めていきますよということを伺いを立てるとのことですが、それはこの報告のときですか。

○内桶克之委員 この取扱いについては、意見が出たときにまとめて、それで一回全協に報告しています。それで議会運営委員会で議論をして返すという形で私は思っているのですが、今の状況のところでは一回こういう議論の中でまとめ替えをして、また議論をさらに進めていくということだけ全協に報告すればいいのかなと私は思っています。

○西山委員長 中間報告。

○内桶克之委員 中間というか、議論のところではこういうふうになりましたのでということを書いていけばいいのかなと思います。

○西山委員長 よろしいですか、そんな感じで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 では、そのようにしましょう。骨子を作って、全員協議会の中で今回の定例会の関係の報告とともにできるようにしましょう。それと、10月24日には具体的にこうだよということを広報委員会に提案してもらおうということでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 事務局、それでよろしいですね。

○堀内議会事務局次長 はい、議運のほうでそのように決まれば。

○西山委員長 田村委員。

○田村幸子委員 今、SNSによる情報発信を広報委員会の方へお願いをするということでお話がありましたけれども、五つの会派から意見が出ているということも今、石松委員の方からも御意見がありましたので、その意見も踏まえて、広報委員会としての情報発信をどのようにしていくのかということを考えていただけたらいいのかなと思うのですが、いかがですか。

○西山委員長 その旨も含めて、詳細を報告しましてということですが、

では、誰が報告するのということですが、事務方でよろしいですか。

○堀内議会事務局次長 場合によっては、委員長も広報委員でいらっしゃるのでも補足していただけたら。

○西山委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 全協に報告するので、全協のときにこの方向性を言うとともに、SNSについては広報委員会の方で調査して引き続きやってもらうということも併せて言えば。

○西山委員長 そのとおりなのですが、具体的に、今、石松委員がなぜフェイスブックからなのかということも含めて議論してもらいたいということ、その詳細を提案しなければならないので、それは全協で広報委員会についてはこうだということもおかしなものなので、広報委員会が10月24日開催されるので、それは事務方が報告すればいいのではないですか、それでよろしいですかということ。

○田村幸子委員 はい、分かりました。

○西山委員長 そのほかありますか。

はい、どうぞ。

○益子康子委員 先ほど畑岡委員から出されました、議事録公開が、時期がかなりたってから公開なのですね。私もそれを以前に言われたことがあったのですが、業者の方というのは、こちらが終わってからどのくらいでまとめたものを出してくれるのでしょうか。

○西山委員長 事務局。

○堀内議会事務局次長 副委員長がおっしゃるところは、定例会の会議録ではなくて、委員会全てでしょうか。

○益子康子委員 まず一つは、議会だよりについても……あ、その一つ一つによって違うのですか、出される期間は。委員会の議事録とか、定例会の議事録とか。

○西山委員長 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時57分再開

○西山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その他ございませんか。

石井委員。

○石井 栄委員 全協に説明することの内容の確認ですけれども、一つは、SNSについては広報委員会ですらに深めて報告をしていただきたいということと、今の委員会議事録の公開については、今のお話ですと、大体次の議会の前くらいまでにはまとめたものが出せるようにしたいという意向が示されているということと、それ以外の議会基本条例制定に伴う今後の取組で、例えば議員定数、報酬、政務活動費などの項目がありますけれども、これについてはどういうふうに取り扱ったらいいのか、議運としてさらに深めていくということでもいいのですね、これについては大きな問題なので。それについてはどんなふうに報告をするのか、ちょっと確認をしたいのですが。

○西山委員長 まず、2点目の情報公開の時期のずれについて、これは報告する内容ではないので、これは外しておきますね。

先ほど言っていたように、議会基本条例の制定に伴う議会改革の柱を立てなくてはならないということでいろいろ意見をいただいて、今、継続して議会運営委員会の中で議論しております。ちょっと具体的に進まないで、具体的に進めましょうよという段階なので、SNS等の発信のことについては広報委員会の部門だよねということでこちらから振っている関係もあるので、それについては広報委員会に、10月24日の段階で細部にわたりこれをこうしましょう、ああしましょうということを議論されたので、引き続きお願いしますよということで、それは深めてくださいと。このことは、全員協議会の中では、議会運営委員会の報告の中で、広報委員会はこうですよねというのはしません。あくまでも、それは広報委員会に引き継ぎで終わりにします。

あと具体的に、議員の定数の問題だとか政務活動の問題だとか、そういうことを分けます。制度的なものなのか、そうでないものなのか分けます。それを明確にして、こういう議論がなされて、今後こう進めていきますよという経過報告をしていきます。だから、全員協議会の中で何か決定すべきものがあるとか、報告でそこで決定になるということはありませんから、あくまでもスタートする前の準備にしかすぎないと思います。それを報告します。そこは真摯に報告します。

いろいろ政治的に心配することもあるかもしれませんが、まだその段階ではありませんので、議会運営委員会の中で柱を立てて進めていきますよというような報告になると思うのですが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西山委員長 それでは以上で、本日の議会運営委員会を閉会といたします。

貴重な御意見ありがとうございました。

午前11時01分閉会